

EU・DSAにおける プラットフォーム事業者の義務と責任制限

MRI 三菱総合研究所

2026年7月6日

モビリティ・通信政策本部

デジタルコンテンツ・データ戦略グループ

EU・DSAにおける プラットフォーム事業者の義務と責任制限

- 1. デジタルサービス法(DSA)の目的
- 2. DSAの構成
- 3. デューデリジェンス義務
- 4. DSAの規制対象事業者
- 5. DSAにおける事業者の義務と責任制限
- 6. 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)
- 7. 電子商取引指令からDSAへ
- 8. 関連するDSA前文

1. デジタルサービス法(DSA)の目的

- EUのデジタルサービス法(DSA)は、オンライン環境をより安全で、より公正かつ透明性の高いものにすることを目的として、2022年11月に発効し、2024年2月から完全施行された。

【欧州委員会プレスリリース(抜粋)】

オンライン環境をより安全でより公正かつ透明性の高いものにすることを目的としたEUの画期的な規制であるデジタルサービス法(DSA)*1

【欧州委員会プレスリリース(抜粋)】

DSAは、消費者と商品、サービス、またはコンテンツを結びつけるすべてのデジタルサービスに適用される。同法は、オンラインプラットフォームに対し、オンライン上の被害を軽減しリスクに対処するための包括的な新たな義務を課すとともに、オンライン上のユーザの権利を強力に保護し、デジタルプラットフォームを独自の新たな透明性および説明責任の枠組みの下に置くものである。*2

【DSA 前文(4)(抜粋)】

単一市場の機能を維持・向上させるためには、EUレベルにおいて、的を絞った統一的かつ効果的で、かつ比例原則に則った一連の強制的な規則を定めるべきである。本規則は、革新的なデジタルサービスが単一市場において出現し、拡大するための条件を定めるものである。(中略)技術中立的な要件を採用することにより、イノベーションが阻害されることなく、むしろ促進されるべきである。*3

【DSA 前文(3)(抜粋)】

仲介サービス提供者による責任ある勤勉な行動は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を構築し、EU市民およびその他の者が「欧州連合基本権憲章」(以下「憲章」という)で保障されている基本権、とりわけ表現の自由および情報の自由、事業を行う自由、差別を受けない権利、ならびに高水準の消費者保護の実現を行使できるようにするために不可欠である。*4

【DSA 前文(9)(抜粋)】

本規則は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を確保し、オンライン上の違法コンテンツの拡散や、偽情報その他のコンテンツの拡散がもたらしうる社会的リスクに対処するとともに、憲章に規定された基本的権利が効果的に保護され、イノベーションが促進されることを目的として、域内市場における仲介サービスに適用される規則を完全に調和させるものである。*5

*1 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_881

*2 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/digital-services-act-eus-landmark-rules-online-platforms-enter-force>

*3 DSA前文(4)

*4 DSA前文(3)

*5 DSA前文(9)

2. DSAの構成

- DSAは、(a)仲介サービス提供者の責任の条件付き免除に関する枠組み、(b)仲介サービス提供者のデューデリジェンス義務に関する規則、(c)DSAの実施および執行に関する規則を定めるとしている。
- (a)は電子商取引指令(2000/31/EC)からの承継、(b)はDSAで新たに定められた規則となっている。

【DSA第1条における記載】

第1条 主題

1. 本規則の目的は、イノベーションを促進し、かつ「憲章」に規定される基本的権利(消費者保護の原則を含む)が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼性の高いオンライン環境のための調和された規則を定めることにより、仲介サービスに関する単一市場の適切な機能に貢献することにある。
2. 本規則は、単一市場における仲介サービスの提供に関する調和された規則を定めるものである。特に、本規則は以下の事項を定める。
 - (a) 仲介サービス提供者の責任の条件付き免除に関する枠組み；
 - (b) 特定の種類の仲介サービス提供者に適した、具体的なデューデリジェンス義務に関する規則；
 - (c) 管轄当局間の協力および調整を含む、本規則の実施および執行に関する規則。

【DSAの条文構成(章立て)】

第I章	総則
第II章	仲介サービス提供者の責任
第III章	透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務
	第1節 すべての仲介サービス提供者に適用される規定
	第2節 オンライン・プラットフォームを含むホスティングサービスの提供者に適用される追加規定
	第3節 オンライン・プラットフォームの提供者に適用される追加規定
	第4節 消費者が取引業者と遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームの提供者に適用される規定
	第5節 システムリスクを管理するための超大規模オンライン・プラットフォームの提供者及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者の追加義務
	第6節 デューデリジェンス義務に関するその他の規定
第IV章	実施、協力、制裁及び執行
第V章	最終条項

3. デューデリジェンス義務

- DSAにおける「デューデリジェンス義務(due diligence obligations)」とは、DSAの目的を実現するために事業者(仲介サービス提供者)が当然に果たすべき義務を意味すると考えられる。

目的

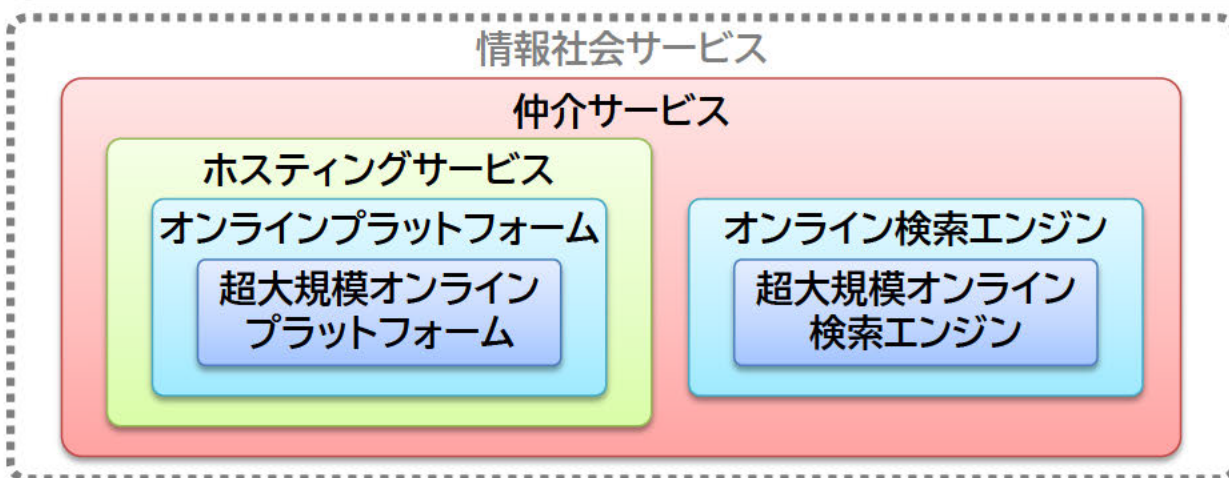
- デューデリジェンス義務は、「内部市場の機能を改善し、安全で透明性の高いオンライン環境を確保」し、「公共政策上の懸念に対処する」ために必要。
 - 「(EU)内部市場の機能を改善し、安全で透明性の高いオンライン環境を確保するため」に「仲介サービス提供者に対して、明確かつ効果的、予測可能で均衡のとれた一連の調和されたデューデリジェンス義務を確立する必要がある。」(DSA前文40)
 - 「これらの義務は、特に、消費者、未成年者、およびハイトスピーチ、セクシャルハラスメント、その他の差別的行為の被害を受けるリスクが特に高い利用者を含むサービス受領者の安全と信頼、憲章に規定された関連する基本的権利の保護、当該提供者の実質的な説明責任、ならびにサービス受領者およびその他の影響を受ける当事者のエンパワーメントといった、さまざまな公共政策上の目標を保証することを目的とすべきである。」(DSA前文40)
 - 「デューデリジェンス義務は、合理的かつ恣意的でないものでなければならず、サービス受領者の正当な利益の保護、違法行為への対処、および憲章に規定された基本的権利の保護など、特定された公共政策上の懸念に対処するために必要である。」(DSA前文41)

位置づけ

- デューデリジェンス義務は、サービスの種類、規模および性質に合わせて、社会的影響力に見合った形で定められるもので、また(違法情報に対する)事業者の責任とは別のもの。
 - 「デューデリジェンス義務が、関連する仲介サービスの種類、規模および性質に合わせて適応されることが重要である」(DSA前文41)
 - 「デューデリジェンス義務は、仲介サービス提供者の責任の問題とは独立したもの」(DSA前文41)

4. DSAの規制対象事業者

- DSAの規制対象事業者は、情報社会サービスのうちの「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンラインプラットフォーム」「超大規模オンラインプラットフォーム」「超大規模オンライン検索エンジン」となっている。



仲介サービス【第3条(g)で規定】

ネットワークインフラを提供する仲介サービス。インターネットアクセスプロバイダ、ドメイン名レジストラの他、以下のホスティングサービスも含む。

第Ⅱ章では、「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングに分類してそれぞれの免責条件を規定。

★ 零細・小規模事業者(VLOP/VLOSEに「該当しない場合」は「透明性報告義務」免除

ホスティングサービス【第3条(g)で規定】

クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、オンライン・プラットフォームを含む。

オンラインプラットフォーム【第3条(i)で規定:第19条・第29条で規制対象から除外する小規模オンラインプラットフォームを規定】

オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォーム。★零細・小規模事業者(VLOP/VLOSEは除く)は義務免除

オンライン検索エンジン【第3条(j)で規定】

原則として全てのウェブサイト、または特定の言語による全てのウェブサイトを検索するためのクエリ(キーワード、音声リクエスト、フレーズ、その他の入力形式による任意のテーマに関するクエリ)を入力でき、要求されたコンテンツに関連する情報を見つけることができる任意のフォーマットで検索結果を返す仲介サービス。

超大規模オンラインプラットフォーム(VLOP)、超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)【第33条で規定】

平均月間アクティブ受領者数(ユーザ数)が4500万人以上(欧州の4億5000万人の消費者の10%)以上のオンラインプラットフォーム及びオンライン検索エンジン。

5. DSAにおける事業者の義務と責任制限

- DSAでは前掲のとおり、第Ⅱ章で仲介サービス事業者の責任の制限について、第Ⅲ章でオンラインプラットフォームの義務について、それぞれ定めている。

第Ⅱ章 仲介サービス提供者の責任	第Ⅲ章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務
<p>仲介サービス提供者の責任が制限される(免責される)条件を定める</p>	<p>仲介サービス提供者(主にオンラインプラットフォーム)が従うべきデューデリジェンス義務を定める</p>
<p>それぞれの条件を満たす場合、仲介サービス提供者は責任を負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「単なる導管」:送信またはアクセスされた情報について責任を負わない ● 「キャッシング」:情報の自動的、中間的かつ一時的な保存について責任を負わない ● ホスティング:利用者の要請に基づき保存された情報について責任を負わない <p>いずれの場合も、仲介サービスは技術的な機能を提供するのみであり、利用者や情報を選別したり情報の内容を知ることはなく、それらについて事業者は積極的に関与・制御しないことが条件となっている。</p> <p>※なお、サービス提供者が、「アルゴリズムを用いて、自らの利益のために、利用者に対して情報をどのような条件、方法、優先順位で配信されるかを決定する場合」には、仲介サービス提供者の免責の対象にはならないと欧州司法裁判所(CJEU)が判示した例がある。(2026年6月16日)*2</p>	<p>仲介サービス提供者の主な義務として以下が定められている。*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違法なコンテンツ、商品、サービスへの対策:オンラインプラットフォームは、商品やサービスを含む違法なコンテンツを報告するための手段を利用者に提供しなければならない。さらに、オンラインプラットフォームは「信頼できる通報者」と協力する必要があり、プラットフォームはこうした専門機関からの通報を優先的に処理しなければならない。 ● 未成年者の保護:プロファイリングや個人データに基づいて未成年者をターゲットとした広告を全面的に禁止することを含む。 ● 利用者に、表示される広告に関する情報(なぜその広告が表示されているのか、広告主は誰かなど)を提供し、利用者の理解を深める。 ● 政治的・宗教的信条、性的指向などの機微なデータに基づいて利用者をターゲティングする広告を禁止する。 ● コンテンツの削除やアカウントの停止など、コンテンツモデレーションの決定によって影響を受けた利用者に対し、理由説明を提供し、その説明をDSA透明性データベースに公開する。 ● コンテンツモデレーションの決定に対して異議を申し立てられる苦情処理メカニズムを利用者に提供する。 ● コンテンツモデレーションの手順に関する報告書を、少なくとも年に1回公表する。 ● 利用者に対して明確な利用規約を提供し、コンテンツレコメンデーションシステムが機能する主なパラメータを含める。 ● 当局および利用者向けの窓口を指定する。 <p>VLOP/VLOSEには追加的に、サービスのシステミックリスク(※)の評価及び軽減措置の実施、危機対応メカニズムの要請への対応、独立監査の実施、プロファイリングに基づかないレコメンデーションの提供、広告リポジットの作成・提供、当局及び研究者のデータアクセス、等が義務付けられている。</p> <p>※ 「違法なコンテンツの拡散」「基本権の行使に対する実際または予見可能な悪影響」「市民的議論や選挙プロセス及び公共の安全に対する実際または予見可能な悪影響」「ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生および未成年者の保護に関連する実際または予見可能な悪影響、個人の心身の健康に対する深刻な悪影響」を含めることとされている</p>

*1 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_881

*2 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:62024CJ0188>

6. 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)

- CJEUは、**仲介サービス提供者が自社サービス上において「自社・サービスのために、アルゴリズムを用いて情報の配信を決定している場合」**には、電子商取引指令における責任の制限は適用されないと判示した。^{*1}

事件の位置づけ・概要^{*2}

- 経緯: フランスで提起された訴訟において、電子商取引指令における「仲介サービス提供者の責任の制限」の適用条件について、フランス行政裁判所が欧州司法裁判所(CJEU)に付託したもの。
- 位置づけ: CJEUは個別裁判について裁決するのではなく、EU法の解釈やEU法令の有効性について判断・決定する。なお、CJEUの決定は他の裁判にも適用される。
- 事件概要:
 - ・ フランスのCoyote System社は「**位置情報に基づく運転支援またはナビゲーションの電子サービス**」を提供している。サービスでは、**道路検問に関する情報を利用者が投稿し、他の利用者が閲覧できる機能が提供されている**。
 - ・ フランス政府は、犯罪で指名手配されている者や公共の秩序または安全に対する脅威となる者が道路上の検問を逃れることを防ぐため、検問情報の再配信を禁止した。
 - ・ Coyote社は、「**違法情報の一般的・能動的監視を義務づけるもので違法である**」としてフランス政府を訴えた。

※ この判決は、電子商取引指令に関する判断を付託された2つの事件(C-188/24、C-190/24)を統合したもののだが、ここでは、判決も含め、責任制限の適用要件に関する部分(C-190/24の一部)のみについて記載する。

※ 同指令の該当規定(第12条～第15条)はDSAに移管された。

^{*1} <https://curia.europa.eu/site/upload/docs/application/pdf/2026-06/cp260087en.pdf>

^{*2} https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:62024CJ0188#t-ECR_62024CJ0188_FR_01-E0001

CJEUの判決の概要^{*1}

- 判決の要点: 情報社会サービスの事業者は、**自らが管理する保存・再送信された情報**について、その責任を免れることはできない。これは、**事業者がアルゴリズムを用いて、どのような条件下で、どのように、またどのような優先順位で、その情報が再送信されるか、あるいは再送信されないかを決定する場合**に該当する。
- CJEUの判断の対象: サービスの提供者が、保存・再送信する情報が利用者から提供されたものであることを理由に、その責任を免除されるかどうか。
- CJEUの指摘: 原則として利用者の要請に基づき保存された情報について責任免除の恩恵を受けることができる「ホスティング」提供者と分類されるためには、**当該提供者がその情報について認識も管理も有していないことが必要**である。
- 判断結果: アルゴリズムを用いて、どのような条件下で、どのように、またどのような優先順位で当該情報を再配信するか、あるいは再配信しないかを決定する事業者は、**当該情報に対する管理を行使していること**になり、その結果、責任を免除されることはない。

【電子商取引指令 前文】

(42) 本指令で定められた責任免除は、情報社会サービス提供者の活動が、第三者によって提供された情報が伝送または一時的に保存される通信ネットワークの運用およびアクセス提供という技術的プロセスに限定され、かつその唯一の目的が伝送の効率化にある場合にのみ適用される。この**活動は、純粋に技術的、自動的かつ受動的な性質のもの**であり、情報社会サービス提供者は、**伝送または保存される情報について、その認識も管理も有していないことを意味する**。

6. 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)

● 参考として、判決においてポイントとなる箇所を以下に抜粋した。^{*1}

- 108 この点に関して、その要件を満たすためには、当該サービスの提供者が、指令2000/31の第II章第4節の規定における「仲介業者」であることが不可欠であることを改めて指摘しておく必要がある。同指令の前文42に述べられているとおり、同指令で規定される責任の免除(同指令第14条に定められたものを含む)は、サービス提供者の活動が、通信ネットワークへのアクセスの運用および提供という技術的プロセスに限定されている場合にのみ適用される。また、前文42によれば、この活動は純粋に技術的、自動的かつ受動的な性質を有しており、これにより、情報社会サービス提供者は、伝送または保存された情報について認識も管理も行っていないことが示唆される(略)。
- 109 したがって、当該サービスの運営者が、指令2000/31第14条第1項に基づき、保存されたコンテンツに関する責任を免除されるかどうかを判断するためには、当該運営者が果たす役割が中立的であるか、すなわち、その行為が純粋に技術的かつ自動的かつ受動的であり、保存するコンテンツについての認識や管理を伴わないものか、あるいは逆に、当該事業者が、当該コンテンツについての認識や管理をもたらすような能動的な役割を果たしているかを検討する必要がある(略)。
- 110 指令2000/31の前文42に照らせば、これらの「認識」および「管理」という2つの条件は、互いに代替可能かつ独立したものと理解されるべきである。したがって、保存された情報を管理する情報社会サービスの事業者は、情報の処理が自動化されているために当該情報を認識していない場合であっても、同指令第14条第1項の適用対象から除外される。
- 111 しかし、検事総長が意見書の第239項で実質的に指摘したように、当該事業者が保存された情報を管理するのは、とりわけ使用されるアルゴリズムを通じてである。当該事業者が、このアルゴリズムを用いて、当該情報の公開の可否に関する条件を予め定めている限り、当該事業者が、公開を目的として保存された情報を促進、変更、または削除する効果をもたらす追加的な介入を自ら行わないかどうかは問題ではない。
- 112 この点に関して、情報のアクセス性を高めるための単なる分類や索引付けにとどまらず、使用されるアルゴリズムが、運営者またはそのサービスの利益のために、どのような条件、方法、優先順位で当該情報を配信するか、あるいは配信しないかを決定する場合、当該事業者は当該情報に対して管理力を有することになるため、その提供するサービスは、指令2000/31第14条第1項の意味における「サービスの利用者が提供した情報を保存することからなる情報社会サービス」とはみなされ得ない(略)。
- 122 以上の考察を踏まえ、事件C 190/24における第3の質問に対する回答として、指令2000/31の第14条第1項および第15条第1項は、次のように解釈されるべきである。
- 情報社会サービス(特に、サービスの利用者が提供した情報の保存からなるもの)の運営者が、アルゴリズムを用いて、自己の利益または当該サービスの利益のために、当該サービスにおいて、どのような条件、方法、優先順位で当該情報を配信するか、あるいは配信しないかを決定する場合、当該事業者は当該情報に対して管理権を行使しているものとみなされるため、同第14条第1項の意味における「サービスの利用者が提供した情報を保存することを内容とする情報社会サービス」の提供者とはみなされず、したがって同第15条第1項は当該事業者に適用されない;

^{*1} https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:62024CJ0188#t-ECR_62024CJ0188_FR_01-E0001

8. 関連するDSA前文(1/4)

- 欧州委員会は、DSAにおいてデューデリジェンス義務を規定(追加)する必要性について、「多様なデジタルサービスが登場したことで、新たな方法で情報を発信・入手し、取引を行うことができるようになった」一方で、「これらのサービスの利用が飛躍的に増加したことに伴い、違法またはその他有害な情報や活動の仲介および拡散におけるそれらの役割も増大している」と述べ、DSAは「安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を確保し、オンライン上の違法コンテンツの拡散や、偽情報その他のコンテンツの拡散がもたらしうる社会的リスクに対処するとともに、憲章に規定された基本的権利が効果的に保護され、イノベーションが促進されることを目的」としていると説明している。
- (1) 情報社会サービス、とりわけ仲介サービスは、EU経済およびEU市民の日常生活において重要な位置を占めるようになった。欧州議会および理事会指令2000/31/ECに定められた、こうしたサービスに適用される現行の法的枠組みが採択されてから20年が経過し、オンライン・ソーシャル・ネットワークや、消費者が事業者との間で遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームといった、新しく革新的なビジネスモデルやサービスが登場したことで、事業利用者や消費者は、新たな方法で情報を発信・入手し、取引を行うことができるようになった。現在、EU市民の大多数が日常的にこれらのサービスを利用している。しかし、デジタルトランスフォーメーションとこれらのサービスの利用拡大は、当該サービスの個々の利用者、企業、そして社会全体にとって、新たなリスクや課題ももたらしている。
 - (3) 仲介サービス提供者による責任ある勤勉な行動は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を構築し、EU市民およびその他の者が「欧州連合基本権憲章」(以下「憲章」という)で保障されている基本権、とりわけ表現の自由および情報の自由、事業を行う自由、差別を受けない権利、ならびに高水準の消費者保護の実現を行使できるようにするために不可欠である。
 - (5) 本規則は、欧州議会および理事会指令(EU)2015/1535(5)に定義される特定の情報社会サービスの提供者に適用されるべきである。すなわち、通常、対価を得て、遠隔で、電子的手段により、かつ受領者の個別の要請に応じて提供されるあらゆるサービスを指す。具体的には、本規則は仲介サービスの提供者、とりわけ「単なる伝送(mere conduit)」、「キャッシュ(caching)」および「ホスティング(hosting)」サービスとして知られるサービスからなる仲介サービスに適用されるべきである。というのも、主にあらゆる種類の正当かつ社会的に有益な目的で利用されるこれらのサービスの利用が飛躍的に増加したことに伴い、違法またはその他有害な情報や活動の仲介および拡散におけるそれらの役割も増大しているからである。
 - (9) 本規則は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を確保し、オンライン上の違法コンテンツの拡散や、偽情報その他のコンテンツの拡散がもたらしうる社会的リスクに対処するとともに、憲章に規定された基本的権利が効果的に保護され、イノベーションが促進されることを目的として、域内市場における仲介サービスに適用される規則を完全に調和させるものである。(後略)

8. 関連するDSA前文(2/4)

- 仲介サービス提供者の義務に関して、**違法コンテンツに関する一般的な監視及び能動的な措置を行う義務がない**ことが明確化されている。当該義務に関する当局からの命令の根拠及び影響範囲についても具体的に示されている。

(30) 仲介サービスの提供者は、**法的にも事実上も、一般的な性質の義務に関して監視義務を負うべきではない**。これは特定のケースにおける監視義務には関係せず、特に、欧州連合司法裁判所によって解釈されるEU法に準拠し、本規則で定められた条件に従って、国内法に従って発行された国内当局の命令には影響を及ぼさない。本規則のいかなる規定も、一般的な監視義務または一般的な能動的な事実調査義務を課すもの、あるいは違法なコンテンツに関して事業者が能動的な措置を講じることを求める一般的な義務を課すものと解釈されるべきではない。

(34) 関連する国内当局は、**違法とみなされるコンテンツに対する命令や、あるいは、特に『基本権憲章』を含むEU法またはEU法に準拠した国内法に基づき、情報の提供を命じる命令を発行し**、それらを、他の加盟国に設立された仲介サービス提供者を含む仲介サービス提供者に通知することができるようにすべきである。ただし、本規則は、民事または刑事事件における司法協力の分野におけるEU法(規則(EU)第1215/2012号および刑事事件における電子証拠の提出・保全に関する欧州規則を含む)ならびに各国の刑事または民事訴訟法に影響を与えるべきではない。したがって、刑事手続または民事手続の文脈において、違法なコンテンツに対する措置または情報の提供を命じる命令に関して、本規則で規定される条件に追加される、またはそれと矛盾する条件が当該法令で定められている場合、本規則で規定される条件は適用されないか、または調整されることがある。特に、発令当局の所在する加盟国のデジタルサービス調整官が、他のすべてのデジタルサービス調整官に命令の写しを送付する義務は、刑事手続の文脈においては適用されないか、または適用される国内刑事訴訟法がそう規定している場合には調整される可能性がある。

さらに、当該情報が違法なコンテンツである理由を説明する理由書を命令に含めるという義務については、犯罪の防止、捜査、発見および起訴のために、適用される各国の刑事訴訟法に基づき、必要に応じて調整されるべきである。最後に、仲介サービス提供者に対するサービス受領者に通知する義務は、特に刑事、民事または行政手続の文脈において、適用されるEU法または国内法に従い、履行が遅延する可能性がある。さらに、当該命令は、**規則(EU)2016/679および本規則に定められた、情報を監視することあるいは違法行為を示す事実や状況を積極的に探求することに関する一般的な義務の禁止に準拠して発令されるべきである**。違法なコンテンツに対する措置命令に適用される本規則に定められた条件および要件は、特定の種類の違法なコンテンツに対処するための同様の制度を規定する他のEU法令(例えば、規則(EU)2021/784、規則(EU)2019/1020、または加盟国の消費者法執行当局への情報提供を命じる特定の権限を付与する規則(EU)2017/2394など、特定の種類の違法コンテンツに対する措置を規定する他のEU法の適用を妨げるものではない。一方、情報提供命令に適用される条件および要件は、特定の分野に関する同様の関連規則を規定する他のEU法令の適用を妨げるものではない。これらの条件および要件は、EU法に準拠した適用される国内法に基づく保存および保持の規則、ならびに情報の非開示に関する法執行当局からの機密保持要請を妨げるものであってはならない。**これらの条件および要件は、加盟国が、本規則を含むEU法、特に一般的な監視義務の禁止に準拠して、仲介サービス提供者に対し権利侵害の防止を要求する可能性に影響を及ぼしてはならない。**

8. 関連するDSA前文(3/4)

- デューデリジェンス義務の目的について「内部市場の機能を改善し、安全で透明性の高いオンライン環境を確保する」ことを挙げており、そのためには仲介サービス提供者に対して、明確かつ効果的、予測可能で均衡のとれた一連の調和されたデューデリジェンス義務を課すことが必要としている。
- 具体的な目的としては「サービス受領者の安全と信頼」「基本的権利の保護」「事業者の実質的な説明責任」「サービス受領者およびその他の影響を受ける当事者のエンパワーメント」を例示した上で、所管当局による必要な監督が円滑に行われることも必要だとしている。
- また、これらの「デューデリジェンス義務は、仲介サービス提供者の責任の問題とは独立したもの」であり、両者は分けて考えるべきものだと説明している。

(40)本規則の目的を達成し、とりわけ内部市場の機能を改善し、安全で透明性の高いオンライン環境を確保するためには、仲介サービス提供者に対して、明確かつ効果的、予測可能で均衡のとれた一連の調和されたデューデリジェンス義務を確立する必要がある。これらの義務は、特に、消費者、未成年者、およびハイトスピーチ、セクシャルハラスメント、その他の差別的行為の被害を受けるリスクが特に高い利用者を含むサービス受領者の安全と信頼、憲章に規定された関連する基本的権利の保護、当該提供者の実質的な説明責任、ならびにサービス受領者およびその他の影響を受ける当事者のエンパワーメントといった、さまざまな公共政策上の目標を保証することを目的とすべきである。同時に、所管当局による必要な監督を円滑にするものでなければならない。

(41)この点において、デューデリジェンス義務が、関連する仲介サービスの種類、規模および性質に合わせて適応されることが重要である。したがって、本規則では、すべての仲介サービス提供者に適用される基本的な義務に加え、ホスティングサービス提供者、より具体的にはオンラインプラットフォーム提供者、超大規模オンラインプラットフォーム提供者、および超大規模オンライン検索エンジン提供者に対する追加の義務を定めている。仲介サービス提供者は、そのサービスの性質や規模に応じて複数の異なるカテゴリーに分類される場合、当該サービスに関連する本規則のすべての対応する義務を遵守しなければならない。これらの調和されたデューデリジェンス義務は、合理的かつ恣意的でないものでなければならない、サービス受領者の正当な利益の保護、違法行為への対処、および憲章に規定された基本的権利の保護など、特定された公共政策上の懸念に対処するために必要である。デューデリジェンス義務は、仲介サービス提供者の責任の問題とは独立したものであり、したがって、責任の問題は別途評価される必要がある。

8. 関連するDSA前文(4/4)

- **超大規模事業者(VLOP/VLOSE)**は、社会において「極めて重要な役割を果たして」おり、また非常に大きな「社会的影響力」を持っていることから、「**その社会的影響に見合った最高水準のデューデリジェンス義務を負うべき**」として、超大規模事業者に追加的な義務を課すことが必要であるとしている。
- そして、DSAにおける「**追加的義務は、こうした公共政策上の懸念に対処するために必要であり、同じ結果を効果的に達成できる代替手段やより制限的でない措置は存在しない**」としている。

(75) **超大規模オンラインプラットフォーム**は、その影響力、特にサービス受領者の数に表れるものにより、**公共の議論、経済取引、及び情報・意見・思想の一般への普及の促進や、サービス受領者がオンライン上で情報を取得・伝達する方法への影響において極めて重要な役割を果たしていることから、すべてのオンラインプラットフォームに適用される義務に加え、当該プラットフォームの提供者に対して特定の義務を課す必要がある**。また、オンライン上で情報を特定し、取得可能にする上で極めて重要な役割を果たしていることから、適用可能な範囲において、超大規模オンライン検索エンジンの提供者に対しても、同様の義務を課す必要がある。超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの提供者に対する**これらの追加的義務は、こうした公共政策上の懸念に対処するために必要であり、同じ結果を効果的に達成できる代替手段やより制限的でない措置は存在しない**。

(76) 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンは、小規模なプラットフォームが引き起こすものとは範囲や影響が異なる社会的リスクを引き起こす可能性がある。したがって、こうした**超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの提供者は、その社会的影響に見合った最高水準のデューデリジェンス義務を負うべき**である。オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンのアクティブ受領者数が、6ヶ月間の平均として算出され、EU人口の相当な割合に達した場合、当該オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンがもたらすシステミックリスクは、EUにおいて不釣り合いな影響を及ぼす可能性がある。このような相当な到達範囲は、当該数が4,500万人、すなわちEU人口の10%に相当する数値として設定された運用上の閾値を超える場合に存在するとみなされるべきである。この運用上の閾値は常に最新の状態に維持されるべきであり、したがって、必要に応じて、欧州委員会は委任法令を採択することにより、本規則の規定を補完する権限を有すべきである。

参考資料

- 参考1. 対象事業者別の規律一覧
- 参考2. 仲介サービス提供者の責任の条件付き免除
- 参考3. DSAと電子商取引指令の対応関係
- 参考4. DSAによる事業者の主な義務【一覧】
- 参考5. 条文構成

参考1. 対象事業者別の規律一覧

		仲介サービス	ホスティングサービス	オンライン・プラットフォーム *1	VLOP/VLOSE
違法コンテンツに関する措置命令、情報提供の命令	第9条・第10条	●	●	●	●
連絡先(対当局、対利用者)、法定代理人(必要な場合)	第11条・第12条・第13条	●	●	●	●
利用規約の要件	第14条	●	●	●	●
透明性報告義務	第15条	● *1	●	● *2	● *3
利用者への通知・行動の仕組み、情報提供・理由の記載義務	第16条・第17条		●	●	●
刑事犯罪の疑いに関する通知	第18条		●	●	●
苦情処理・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第20条・第21条			●	●
信頼された旗手	第22条			●	●
不正な通知・反論に対する措置及び保護	第23条			●	●
オンライン・インターフェースの設計と構成	第25条			●	●
オンラインプラットフォームにおける広告	第26条			●	● *4
レコメンダー・システムの透明性	第27条			●	●
未成年者のオンラインでの保護	第28条			●	●
トレーダーのトレーサビリティ	第30条			● *1	●
コンプライアンス・バイ・デザイン	第31条			● *1	●
情報を通知される権利	第32条			● *1	●
超大規模オンラインプラットフォーム/検索エンジン	第33条				●
リスク評価、リスク軽減、コンプライアンス機能	第34条・第35条・第41条				●
危機対応メカニズム	第36条				●
独立監査	第37条				●
レコメンダー・システム	第38条				●
データアクセスと精査(当局・研究者)	第40条				●
監督手数料	第43条				●
行動規範、アクセシビリティの行動規範	第45条・第46条			●	●
危機の Protokol	第37条			(●)	●

参考2. 仲介サービス提供者の責任の条件付き免除

- DSAでは、第Ⅱ章で、仲介サービス提供者(「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティング)が違法コンテンツを仲介した場合の免責条件について、電子商取引指令の規定を承継(一部変更)して定めている。

仲介サービス*1	免責の対象	免責の要件
「単なる導管」(‘Mere conduit’) <ul style="list-style-type: none"> ● サービスの受領者によって提供される情報の通信ネットワーク内での伝送、又は通信ネットワークへのアクセスの提供を行う*2 → ISP、Wi-Fiサービス、DNS、TLDネームレジストリ、デジタル証明書発行局、等	「単なる導管」で伝送又はアクセスされた情報	サービス提供者は <ul style="list-style-type: none"> (a) 送信を開始しない; (b) 送信の受信者を選択しない;かつ (c) 送信に含まれる情報を選択または変更しない。
「キャッシング」(‘Caching’) <ul style="list-style-type: none"> ● サービスの受領者によって提供された情報の通信ネットワーク内での送信から構成され、 ● サービスの受領者の要求に応じて他の受領者への情報の送信をより効率的にすることを唯一の目的として、その情報を自動的に、中間的に、一時的に保存する → キャッシュサーバ、CDN、等	他のサービス受領者の要求に応じて、より効率的又はより安全に送信することのみを目的として行われる、情報の自動的、中間的及び一時的保存	サービス提供者は <ul style="list-style-type: none"> (a) 情報に変更を加えない; (b) 情報へのアクセスに関する条件を遵守する; (c) 業界で広く認識され使用されている方法で指定された、情報の更新に関する規則を遵守する; (d) 情報の使用に関するデータを取得するために、業界で広く認識され使用されている技術の合法的な使用を妨げない;かつ (e) 最初の送信元における情報がネットワークから削除され、又はアクセス不能にされたこと、又は司法もしくは行政当局がかかる削除若しくはアクセス不能を命じたことを実際に知った場合、保存している情報を削除又はアクセス不能にするために迅速に行動する。
ホスティング(Hosting) <ul style="list-style-type: none"> ● サービスの受領者によって提供された情報を、サービスの受領者の要求に応じて保存する → ホスティングサービス、SNS、ECモール、アプリストア、等	サービス受領者の要求により保存された情報 <small>※サービス受領者がサービス提供者の権限又は管理の下で行動している場合には適用されない</small>	サービス提供者は <ul style="list-style-type: none"> (a) 違法行為又は違法なコンテンツを実際に知っておらず、損害賠償請求に関しても、違法行為又は違法なコンテンツが明白である事実又は状況を知らない;又は (b) そのような知識又は認識を得た場合、違法なコンテンツを削除し、又はアクセス不能にするために迅速に行動する。

*1 「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングのそれぞれのサービス例は、序文(29)に記載されているもの

*2 送信に合理的に必要な期間よりも長い期間保存されないことを前提に、送信された情報の自動的・中間的・一時的保存を含む

参考3. DSAと電子商取引指令の対応関係

- DSAの規定内容は、基本的には電子商取引指令(ECD)の規定を承継しており、両者の相違点は以下のとおりである。

項目	DSA	ECD	相違点
「単なる導管」の免責規定	第4条	第12条	(±) 基本的には同じ規定*1
「キャッシング」の免責規定	第5条	第13条	(±) 基本的には同じ規定*1
ホスティングの免責規定	第6条	第14条	(±) 基本的には同じ規定*1 (±) ECDでは「違法な情報(illegal information)」と記載されていたが、DSAでは「違法コンテンツ(illegal content)」と記載されている (+) DSAでは第3項にて、Eコマース・プラットフォームにおける適用除外条件(プラットフォーム自体がEコマースに主体的に関与している場合)の規定を追加している:考え方はホスティング事業者全般における規定(第2項)と同様
自主調査と法令遵守	第7条	—	(+) DSAで新設:仲介サービス提供者が違法コンテンツについて自主的な調査や措置を行った場合、そのことを以て「認識を持つ」ことになってしまい免責規定を受けられなくなるという懸念があったが、ECDではこの点が明確でなかった
一般的なモニタリング及び積極的な事実調査の義務なし	第8条	第15条	(±) ECD第15条第1項の規定はDSAに承継された (-) 同第2項の規定(違法な行為又は情報の通報義務)はDSAには含まれていない(ただし、DSA第18条で「刑事犯罪の疑いに関する通知」を規定)
違法コンテンツに対する措置命令	第9条	—	(+) DSAで新設された規定
情報提供の命令	第10条	—	(+) DSAで新設された規定

*1 ECDは指令であるがDSAは規則であるため、この点に基づく条文の書きぶりが異なる。また、「司法当局」の記載について、ECDでは「court authority」が用いられているがDSAでは「judicial authority」と記載されている。

参考4. DSAによる事業者の主な義務【一覧】

※ 義務の分類(横軸)は三菱総合研究所によるもの

対象事業者	利用者保護	利用規約	コンテンツ等対応	オンライン広告	説明責任・透明性	その他・全般
仲介サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者向け連絡窓口の設置 利用者が損害補償を求める権利 	<ul style="list-style-type: none"> 利用規約で記載・説明する事項・内容の要件 わかりやすさ、機械可読性の要件 重大な変更の利用者への通知 基本権への配慮と行動の義務 未成年者に理解できる方法での説明 	<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ仲介の免責条件 不適切な削除、アクセス制限等への異議申立・救済措置 一般的モニタリング義務なし 司法・行政当局からの措置命令・情報提供命令への報告義務 		<ul style="list-style-type: none"> コンテンツモデレーションに関する透明性報告義務(※VLOPに該当しない零細・小規模事業者は免除) 	<ul style="list-style-type: none"> 当局向け連絡窓口・国内法定代理人の設置
ホスティングサービス (上記に追加)			<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツの通知受付体制整備、対応結果の理由の投稿者への通知 刑事犯罪の疑いの当局への通知・情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 透明性報告への追加記載項目(違法コンテンツへの対応) 	
オンライン・プラットフォーム (上記に追加)	<ul style="list-style-type: none"> ダークパターンの禁止 未成年者のプライバシー、安全、セキュリティ保護 取引事業者に関するKYBC、利用者への開示、事業者の苦情申立*1 違法な製品・サービスについて知った場合に利用者に通知*1 		<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ及び利用規約違反コンテンツへの対応に関する苦情の受付体制整備 利用者のADR利用確保 信頼された旗手 悪用対策(違法な製品・サービス提供、違法・根拠のない通知・苦情) レコメンダー・システムの透明性 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告の透明性 特別カテゴリー情報を用いたターゲティング広告禁止 未成年者に対するターゲティング広告の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 透明性報告への追加記載項目(苦情処理システムでの対応) 透明性報告の追加義務(ADR、違法・無根拠な通報・苦情、月間平均アクティブユーザ数) 	<ul style="list-style-type: none"> VLOPに該当しない零細・小規模事業者の義務免除 オンライン広告の行動規範作成 アクセシビリティの行動規範作成
VLOP VLOSE (上記に追加)		<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な救済策及び救済メカニズムを含めた利用規約提供 サービスを提供する全加盟国の言語での提供 	<ul style="list-style-type: none"> プロファイリングによらないレコメンダー・システムの提供 危機対応メカニズム(公共安全、公衆衛生等の重大な危機) 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告の透明性の追加(広告に関するデータベース編纂、APIでの提供) 	<ul style="list-style-type: none"> サービスのシステミック・リスク評価の実施、リスク軽減措置の実施 透明性報告の追加義務(各言語での対応状況) 第三者による独立監査 	<ul style="list-style-type: none"> データへのアクセス(当局、研究者)、アルゴリズムの説明(当局) コンプライアンス機能 監督手数料負担 行動規範の作成 危機のプロトコル作成 欧州委員会による独占的監督権限、罰金等

参考5. 条文構成(1/3)

第I章 総則 第1条 主題 第2条 範囲 第3条 定義	第III章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリ ジェンス義務 第1節 すべての仲介サービス提供者に適用される規定 第11条 加盟国当局、欧州委員会、会議への連絡先 第12条 サービス受領者の連絡窓口 第13条 法定代理人 第14条 利用規約 第15条 仲介サービス提供者に対する透明性報告義務 第2節 オンライン・プラットフォームを含むホスティングサービ スの提供者に適用される追加規定 第16条 通知と行動の仕組み 第17条 理由の記載 第18条 刑事犯罪の疑いに関する通知*1 第3節 オンライン・プラットフォームの提供者に適用される 追加規定 第19条 零細企業及び中小企業の排除 第20条 内部苦情処理体制 第21条 法廷外紛争解決 第22条 信頼された旗手 第23条 不正使用に対する措置及び保護 第24条 オンラインプラットフォームの提供者に対する透明性 報告義務 第25条 オンライン・インターフェースの設計と構成 第26条 オンライン・プラットフォームにおける広告 第27条 レコメンダー・システムの透明性 第28条 未成年者のオンラインでの保護	第4節 消費者が取引業者と遠隔契約を締結す ることを可能にするオンライン・プラッ トフォームの提供者に適用される規定 第29条 零細企業及び中小企業の排除 第30条 トレーダーのトレーサビリティ 第31条 コンプライアンス・バイ・デザイン 第32条 情報を通知される権利 第5節 システムリスクを管理するための超大規模 オンライン・プラットフォームの提供者及び 超大規模オンライン検索エンジンの提供者 の追加義務 第33条 超大規模オンライン・プラットフォーム及び 超大規模オンライン検索エンジン 第34条 リスク評価 第35条 リスクの軽減 第36条 危機対応メカニズム 第37条 独立監査 第38条 レコメンダー・システム 第39条 オンライン広告の追加的透明性 第40条 データアクセスと精査 第41条 コンプライアンス機能 第42条 透明性報告義務 第43条 監督手数料
---	--	--

参考5. 条文構成(2/3)

第Ⅲ章 (つづき)		第3節 欧州デジタルサービス会議	
第6節 デューデリジェンス義務に関するその他の規定		第61条 欧州デジタルサービス会議	第62条 会議の構成
第44条 標準		第63条 会議の任務	
第45条 行動規範		第4節 超大規模オンライン・プラットフォームの提供者及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者に関する監視、調査、遵守及びモニタリング	
第46条 オンライン広告の行動規範		第64条 専門知識及び能力の開発	
第47条 アクセシビリティの行動規範		第65条 超大規模オンラインプラットフォームの提供者及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者の義務の執行	
第48条 危機のプロトコル		第66条 委員会による手続開始と調査への協力	
第Ⅳ章 実施、協力、制裁及び執行		第67条 情報の要求	
第1節 管轄当局及び各国デジタルサービス調整官		第68条 聴取り・陳述を行う権限	
第49条 管轄当局及びデジタルサービス調整官		第69条 検査の権限	
第50条 デジタルサービス調整官の要件		第70条 暫定措置	
第51条 デジタルサービス調整官の権限		第71条 約束	
第52条 罰則		第72条 モニタリング行為	
第53条 苦情を申し立てる権利		第73条 不遵守	
第54条 補償金		第74条 罰金	
第55条 活動報告		第75条 第Ⅲ章第5節で定められた義務の侵害に対処するための救済措置の監督強化	
第2節 権限、協調した調査及び一貫性メカニズム		第76条 定期的な違約金の支払い	
第56条 権限		第77条 刑罰の制限期間	
第57条 相互支援		第78条 刑罰の執行の制限期間	
第58条 デジタルサービス調整官の国境を越えた連携		第79条 聴取及びファイルにアクセスする権利	
第59条 委員会への照会		第80条 決定の公表	
第60条 共同調査		第81条 欧州連合司法裁判所による審査	
		第82条 アクセス制限の請求と国内裁判所との連携	
		第83条 欧州委員会の介入に関する実施法	

参考5. 条文構成(3/3)

第IV章 (つづき)	
第5節	執行に関する共通規定
第84条	職業上の秘密*2
第85条	情報共有システム
第86条	代理*3
第6節	委任及び実施法
第87条	委任の行使*4
第88条	委員会手続き
第V章 最終条項	
第89条	指令2000/31/ECの修正
第90条	指令-(EU) 2020/1828の改正
第91条	見直し
第92条	超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンの提供者への適用予定
第93条	効力の発生及び適用*5

- *1 議会修正版(2022年1月)では、刑事犯罪やその疑いを知った際に、当局への通報に加えて、コンテンツの削除・無効化が義務付けられていたが、三者合意版では削除されている
- *2 欧州委員会、EU理事会、加盟国の規制当局及びそれらの職員・関係者に関する義務規定
- *3 サービス利用者側の代表組織に関する規定(代表組織の要件、利用者に代わり異議申立を行う権利等)
- *4 本規則(DSA)の規定についての委任法令を採択(二次立法)する欧州委員会の権限、DSAにおける権限の一部の欧州委員会への委任、当該権限の委任を撤回する欧州議会及びEU理事会の権限
- *5 2024年2月17日から適用(発効)
ただし、第24条第2項、第3項および第6項、第33条第3項から第6項まで、第37条第7項、第40条第13項、第43条ならびに第4章第4節、第5節および第6節は、2022年11月16日から適用される

【注】

- 第24条:第2項(EUにおけるMAU数の公表)、第3項(同・当局への伝達)、第6項(透明性報告書の様式等の策定)
- 第33条:第3項(MAU数の算定方法の策定)、第4項(VLOP/VLOSEの指定決定)、第5項(VLOP/VLOSEの解除決定)、第6項(指定/解除の決定の通知)
- 第37条:第7項(独立監査の手続的手順、監査方法及び報告様式の策定)
- 第40条:第13項(VLOP/VLOSEのデータのアクセス/共有方法の決定)
- 第43条:監督手数料

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所